

【アメリカ】2024年11月州民投票結果の概要

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2024年11月5日、大統領選の実施に合わせ、41州で146件の州民投票も行われた。複数の州で州民投票が行われたテーマについて、投票結果の概略を紹介する。

1 州民投票の概要

米国には、全国的な住民投票制度の規定はなく、州の制度として州民発案（initiative）、州民表決（referendum）及び罷免（recall）の3種類の州民投票制度がある¹。州民発案と州民表決が主とされており、州民発案は、住民が一定数の有権者の署名を集めて法律案や既存の法律の改正案を提案し、州民投票で賛否を問うもので、議会がそのテーマについて議決する前に提案される²。州民表決は、州議会による議決後、議会により提案された法律や州憲法の改正の賛否を問うものである³。2024年は、41州で159件の州民投票が実施されており（同年12月7日現在）、大統領選と同日の11月5日には41州で146件の州民投票が実施された。

2 人工妊娠中絶に関する州民投票

人工妊娠中絶に関して11州で州民投票が実施された。アリゾナ州、コロラド州、メリーランド州、ミズーリ州、モンタナ州及びネバダ州では、人工妊娠中絶に関する州憲法上の権利を認める提案が承認された。ニューヨーク州では、中絶を含む生殖医療に関する決定に基づく差別を禁止する「法の下での平等修正条項」が承認された。イリノイ州では、中絶を含む生殖医療を健康保険の対象とすべきかどうかを問う、拘束力のない州民投票で賛成多数を得た。フロリダ州では、妊娠23週前又は主治医が患者の健康を守るために必要と決定した場合に人工妊娠中絶を受ける州憲法上の権利を定める提案に対して、過半数（57%）が賛成票を投じたが、フロリダ州では州憲法の改正には有権者の60%の賛成票が必要であるため、否決された。ネブラスカ州では、妊娠13週以降の人工妊娠中絶を原則として禁止する提案と、妊娠23週以前及び母親の生命や健康を守るために必要な場合において人工妊娠中絶を受ける州憲法上の権利を定める提案の2つの対立する提案が出され、前者が承認された。サウスダコタ州では、人工妊娠中絶を受ける州憲法上の権利を定める提案が否決された。

3 有権者を米国市民に限定する州民投票

連邦法では、外国人（alien）⁴が連邦選挙で投票することは違法であり、違反した場合は罰金

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月7日である。

¹ “What is a Ballot Measure?” 2023.11.2. Council of State Governments website <<https://www.csg.org/2023/11/02/ballot-measures/>> 本稿執筆に際しては、各州ウェブサイトのほか次のウェブサイトを参照した。Helen Brewer, “2024 Election Ballot Measures: Abortion, Drug Policy, Elections and More,” 2024.11.8. NCSL website <<https://www.ncsl.org/state-legislatures-news/details/2024-election-ballot-measures-abortion-drug-policy-elections-and-more>>, “2024 ballot measures,” Ballotpedia website <https://ballotpedia.org/2024_ballot_measures>, “Ballot Measures,” NBC NEWS website <<https://www.nbcnews.com/politics/2024-elections/ballot-measures>>

² 武田真一郎「アメリカの州における住民投票に関する一考察」『成蹊法学』82号, 2015, p.331. <http://repository.seikei.ac.jp/dspace/bitstream/10928/703/1/hougaku-82_332-310.pdf>

³ 同上, p.329.

⁴ 米国の市民でも国民でもない者をいう。合衆国法典第8編第1101条

若しくは1年以下の拘禁刑又はそれらの併科と定めているが、州憲法、州法又は地方自治体の条例に基づく州又は地方自治体の選挙における外国人の投票は禁止されていない⁵。2018年以降、有権者は米国市民のみであることを明確にするための州憲法の改正が行われるようになり、2018年から2022年にかけて6つの州で有権者を米国市民に限定する提案が州民投票により承認された。2024年は、アイダホ州、アイオワ州、ケンタッキー州、ミズーリ州、ノースカロライナ州、オクラホマ州、サウスカロライナ州及びウィスコンシン州の8つの州で、州又は地方自治体において有権者を米国市民に限定する提案が州民投票により承認された。この改正では、多くの州憲法が有権者に関する規定を「全ての市民 (every citizen 又は all citizens)」から「市民のみ (only a citizen)」に改正し、有権者は米国市民でなければならないことを明確にした。

4 最低賃金に関する州民投票

米国の最低賃金には、連邦法⁶が定める連邦最低賃金と州法が定める州最低賃金がある⁷。連邦最低賃金は、2009年7月24日に時給7.25ドル⁸に定めて以降改正は行われていない。一方、州最低賃金を引き上げるための州民投票は、頻繁に行われている。2024年は、5つの州で、最低賃金に関する州民投票が実施された。アラスカ州では最低賃金を時給11.73ドルから15ドルに、ミズーリ州では最低賃金を時給12.3ドルから15ドルに引き上げる提案が承認された。カリフォルニア州では最低賃金を時給15ドルから18ドルに引き上げる提案が否決され、マサチューセッツ州ではチップ制で働く者の最低賃金をチップ制以外で働く者の最低賃金と同じ額にする提案が否決された。アリゾナ州では、チップ制で働く者の時給を最低賃金より25%低くすることを認める提案が否決された。

5 大麻使用の合法化に関する州民投票

大麻の栽培、頒布及び所持は、連邦の規制物質法⁹の下で違法とされる。しかし、2024年5月現在、3つの州を除く全ての州、3つの準州及びコロンビア特別区が医療目的の大麻使用を認めている。さらに、24の州、3つの準州及びコロンビア特別区では、21歳以上の成人による娯楽目的の大麻使用が認められている¹⁰。このうち13の州とコロンビア特別区では、州民投票により娯楽目的の大麻使用が合法化されている。2024年は、フロリダ州、ノースダコタ州及びサウスダコタ州の3州で、娯楽目的の大麻を合法化する提案が否決された。フロリダ州では、過半数(56%)の賛成を得たが、提案が承認される投票率(60%)に届かず、否決された。ネブラスカ州では、医療用大麻の使用を合法化する提案と、医療用大麻の所持、製造、流通、配送及び調剤を合法化すること等を内容とする提案が承認された。

⁵ 合衆国法典第18編第611条。2024年現在、カリフォルニア州、メリーランド州及びバーモント州の一部の自治体並びにコロンビア特別区では、一部の地方選挙において非市民に投票が認められている。“Laws permitting noncitizens to vote in the United States.” Ballotpedia website <https://ballotpedia.org/Laws_permitting_noncitizens_to_vote_in_the_United_States>

⁶ 合衆国法典第29編第206条

⁷ 連邦最低賃金は、非時給制のホワイトカラー以外の被用者を対象とし、全国に適用される。また、ほとんどの州にも最低賃金制度があり、原則として、全ての被用者を対象とし、州内に限定して適用される。双方の適用対象になる場合には、高い方が適用される。笹島芳雄「アメリカ合衆国の最低賃金制度の経緯、実態と課題」『日本労働雑誌』593号, 2009.12, pp.55, 60.

⁸ 1ドルは150円(令和6年12月分報告省令レート)。

⁹ Controlled Substances Act. 合衆国法典第21編第801条以下

¹⁰ Joanna R. Lampe, “State Marijuana “Legalization” and Federal Drug Law: A Brief Overview for Congress,” *CRS Legal Sidebar* LSB10482, 2024.5.14, p.3. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/lsb/lsb10482>>